

関税率表解説改正

新	旧
<p>01.05 家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)</p> <p>(省略) (削除) (削除)</p> <p><u>0105.94 - - 鶏(ガルルス・ドメスティクス)</u> 0105.99 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 <u>0105.11、0105.12及び0105.19</u> <u>0105.11号、0105.12号及び0105.19号において、特定の重量区分は、1羽毎の鳥の重量である。</u></p>	<p>01.05 家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)</p> <p>(省略) <u>0105.92 - - 鶏(ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラム以下のものに限る。)</u> <u>0105.93 - - 鶏(ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラムを超えるものに限る。)</u></p> <p>(新規) 0105.99 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 <u>0105.11、0105.12、0105.19、0105.92 及び0105.93</u> <u>0105.11号、0105.12号、0105.19号、0105.92号及び0105.93号において、特定の重量区分は、1羽毎の鳥の重量である。</u></p>
<p>01.06 その他の動物(生きているものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略) (1)～(2) (省略) (3) その他のもの(例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ(ヒトコブラクダを含む。)、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、かもしか、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育される その他の動物)</p> <p>(B)～(D) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>01.06 その他の動物(生きているものに限る。)</p> <p>(省略)</p> <p>(A) (省略) (1)～(2) (省略) (3) その他のもの(例えば、となかい、猫、犬、ライオン、虎、熊、象、らくだ、しま馬、うさぎ、野うさぎ、鹿、かもしか、シャモア、きつね、ミンク及び毛皮用に飼育される その他の動物)</p> <p>(B)～(D) (省略)</p> <p>(省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>0208.10 - うさぎのもの (削除)</p> <p>0208.30 - 灵長類のもの (省略)</p> <p>0208.30 - 灵長類のもの (省略)</p>	<p>02.08 その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）</p> <p>0208.10 - うさぎのもの</p> <p><u>0208.20 - かえるの脚</u></p> <p>0208.30 - 灵長類のもの (省略)</p> <p>0208.30 - 灵長類のもの (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>03.01 魚(生きているものに限る。) (省略)</p> <p>0301.93 - - こい <u>0301.94 - - くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u> <u>0301.95 - - みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)</u> 0301.99 - - その他のもの (省略)</p>	<p>03.01 魚(生きているものに限る。) (省略)</p> <p>0301.93 - - こい (新規) (新規) 0301.99 - - その他のもの (省略)</p>
<p>03.02 魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省略)</p> <p>0302.66 - - うなぎ(アングイルラ属のもの) <u>0302.67 - - めかじき(クスィフィアス・グラディウス)</u> <u>0302.68 - - めろ(ディソスティクス属のもの)</u> 0302.69 - - その他のもの (省略) (省略)</p>	<p>03.02 魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省略)</p> <p>0302.66 - - うなぎ(アングイルラ属のもの) (新規) (新規) 0302.69 - - その他のもの (省略) (省略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>03.03 魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>- <u>にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びコッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス(肝臓、卵及びしらこを除く。))</u></p> <p><u>0303.51 - - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u></p> <p><u>0303.52 - - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</u></p> <p>- <u>めかじき(クシィフィアス・グラディウス)及びめろ(ディソステイクス属のもの)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u></p> <p><u>0303.61 - - めかじき(クシィフィアス・グラディウス)</u></p> <p><u>0303.62 - - めろ(ディソステイクス属のもの)</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>03.03 魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>0303.50 - にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u></p> <p><u>0303.60 - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u></p> <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p> <p style="margin-left: 2em;">- 生鮮もの及び冷蔵したもの</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.11 - めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.12 - めろ（ディソスティクス属のもの）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.19 - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- 冷凍したフィレ</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.21 - めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.22 - めろ（ディソスティクス属のもの）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.29 - その他のもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">- その他のもの</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.91 - めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.92 - めろ（ディソスティクス属のもの）</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.99 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.10 - 生鮮のもの及び冷蔵したもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.20 - 冷凍したフィレ</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>0304.90 - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>04.06 チーズ及びカード (省 略)</p> <p>0406.40 - <u>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ</u></p> <p>0406.90 - その他のチーズ</p> <p>この項には、すべての種類のチーズを含む。すなわち、 (1) ~ (3) (省 略) (4) <u>ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ(例、Roquefort、Gorgonzola)</u> (5) ~ (6) (省 略)</p> <p><u>号の解説</u></p> <p><u>0406.40</u> <u>この号には青色、緑色、緑青色又は灰白色等の目に見える模様を有するチーズを含む。例えばBleu d'Auvergne、Bleu de Causses、Bleu de Quercy、Blue Cheshire、Blue Dorset、Blue Wensleydale、Cabrales、Danish Blue (Danablu)、Gorgonzola、Mycella、Roquefort、Saingorlon及びStiltonなどが挙げられるが、これら以外の名称のものでも上記の基準を満たすものであればこの号に含まれる。</u></p>	<p>04.06 チーズ及びカード (省 略)</p> <p>0406.40 - <u>ブルーベインドチーズ</u></p> <p>0406.90 - その他のチーズ</p> <p>この項には、すべての種類のチーズを含む。すなわち、 (1) ~ (3) (省 略) (4) <u>ブルーベインドチーズ(例、Roquefort、Gorgonzola)</u> (5) ~ (6) (省 略)</p> <p>(新規)</p>

関税率表解説改正

新	旧
(削除)	<p>05.03 馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしきてあるかないかを問わない。)</p> <p>この項には、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛を含む。この項には未加工の馬毛のほか、洗浄、漂白、染色、カールその他の調製をした馬毛をも含む。これらの物品は、ばらのもの、束ねたもののほか、かせ等にしたものでもよい。</p> <p>また、この項には、紡織用纖維の織物類、紙等の支持物の上に層状にした馬毛及び紡織用纖維の織物類、紙等の間にスティンナーでとめ若しくは簡単に縫い合わせた馬毛を含む。</p> <p>この項には、紡績した馬毛及び端と端を結んだ馬毛を含まない(51類)。</p>
(削除)	<p>05.09 動物性の海綿</p> <p>この項には、加工されてない海綿(単に洗浄したものを含む。)も、また調製した海綿(例えば、石灰質を除去したの又は漂白したもの)も含まれる。更に海綿のくずも含まれる。</p> <p>植物性の海綿として知られているへちまは、14.04項に属する。</p>

関税率表解説改正

新	旧
<p>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(12) (省略)</p> <p><u>(13) 馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</u> <u>これらには、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛を含む。これらには未加工の馬毛のほか、洗浄、漂白、染色、カールその他の調製をした馬毛をも含む。これらの物品は、ばらのもの、束ねたもののほか、かせ等にしたものでもよい。</u> <u>また、この項には、紡織用纖維の織物類、紙等の支持物の上に層状にした馬毛及び紡織用纖維の織物類、紙等の間にステイプラーでとめ若しくは簡単に縫い合わせた馬毛を含む。</u> <u>この項には、紡績した馬毛及び端と端を結んだ馬毛を含まない（51類）</u></p> <p>（14）動物性の海綿 <u>これらには、加工されていない海綿（単に洗浄したものを含む。）も、また調製した海綿（例えば、石灰質を除去したもの又は漂白したもの）も含まれる。更に海綿のくずも含まれる。</u> <u>植物性の海綿として知られるへちまは、14.04項に属する。</u></p> <p>この項には、更に次の物品を含まない。 (省略)</p>	<p>05.11 動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）及び第1類又は第3類の動物で生きいないもののうち食用に適しないもの (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(12) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>（新規）</p> <p>この項には、更に次の物品を含まない。 (省略)</p>